

# 組合員異動報告書

組合員種別
一般
船員
後期
短期
船員短期
後期短期

異動事由	コード	添付書類
退職	死亡	1 組合員証等
	死亡以外	2 組合員証等(後期高齢者は添付不要)
転出	他組合へ転出	3 組合員証等
	他支部へ転出	4 組合員証等は異動後の支部へ提出
転入	他支部より転入	5 異動前の支部の組合員証等
	他組合より転入	6 異動前の組合の組合員証の写
種別変更	組合員種別の変更	7 資格取得届等の手続きが必要、組合員証等(番号変更のある場合)
派遣	営利法人等へ派遣	8 組合員証等

所属コード	所属所名		組合員証番号		氏名	性別	生年月日	異動事由に○印を付けてください 発令年月日	異動事由 (コード)	新 組合員 種別	所属所名 (転出者、派遣者、種別変更のみ記入)	旧 組合員 種別	所属所名 (転入者、種別変更のみ記入)	組合員証等返納受付年月日	備考	※ 任継
						男・女	・	退職・転出・転入・種別変更・派遣 R						・		有・無
						男・女	・	退職・転出・転入・種別変更・派遣 R						・		有・無
						男・女	・	退職・転出・転入・種別変更・派遣 R						・		有・無
						男・女	・	退職・転出・転入・種別変更・派遣 R						・		有・無
						男・女	・	退職・転出・転入・種別変更・派遣 R						・		有・無

上記のとおり報告します。

公立学校共済組合富山支部長 殿

令和 年 月 日

所属所名

(TEL - - )

所属所長職氏名

- (注) 1. ※欄は記入しないでください。  
 2. [組合員証]、[組合員被扶養者証]、[限度額適用認定証]、[高齢受給者証]等、当支部で交付した証を添付してください。  
 この報告書に添付する各種証を紛失した場合は、「紛失届書」を添付してください。  
 3. 75歳以上の組合員の方(一定の障害状態にある65歳以上75歳未満の方を含む)は福祉事業が対象となっていたため退職時には異動報告書を提出してください。  
 4. 種別変更の場合は資格喪失・取得の手続きが必要です。(組合員証等の番号が変更となる場合は旧組合員証等の回収をしてください。)

記入例

組合員異動報告書

異動事由	コード	添付書類
退職	死亡	1 組合員証等
	死亡以外	2 組合員証等(後期高齢者は添付不要)
転出	他組合へ転出	3 組合員証等
	他支部へ転出	4 組合員証等は異動後の支部へ提出
転入	他支部より転入	5 異動前の支部の組合員証等
	他組合より転入	6 異動前の組合の組合員証の写
種別変更	組合員種別の変更	7 資格取得届等の手続きが必要、組合員証等(番号変更のある場合)
派遣	當利法人等へ派遣	8 組合員証等

組合員種別
一般
船員
後期
短期
船員短期
後期短期

所属コード	所属所名		〇〇学校		異動事由 (コード)	新 組合員 種別	所属所名 (転出者、派遣者、種 別変更のみ記入)	旧 組合員 種別	所属所名 (転入者、種別変更の み記入)	組合員証等返 納受付年月日	備考	※ 任継
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	異動事由に○印を付けてください 発令年月日								
〇〇〇〇〇〇	富山 太郎	男・女	〇〇・〇〇・〇〇	退職・転出・転入・種別変更・派遣 R 〇〇 ・ 〇〇 ・ 〇〇	7	短期	〇〇学校	一般	△△学校	〇〇・〇〇・〇〇		有・無
〇〇〇〇〇〇	公立 次郎	男・女	〇〇・〇〇・〇〇	退職・転出・転入・種別変更・派遣 R 〇〇 ・ 〇〇 ・ 〇〇	7	一般	〇〇学校	一般	〇〇学校	・ ・	経過措置 対象者	有・無
〇〇〇〇〇〇	富山 花子	男・女	〇〇・〇〇・〇〇	退職・転出・転入・種別変更・派遣 R 〇〇 ・ 〇〇 ・ 〇〇	7	船員 短期	〇〇学校	船員	□□学校	〇〇・〇〇・〇〇		有・無
〇〇〇〇〇〇	共済 一郎	男・女	〇〇・〇〇・〇〇	退職・転出・転入・種別変更・派遣 R 〇〇 ・ 〇〇 ・ 〇〇	7	後期 短期	〇〇学校	後期	□□学校	・		有・無
		男・女	・ ・	退職・転出・転入・種別変更・派遣 R ・ ・						・		

後期高齢者医療保険  
制度対象者は組合員  
証等の交付はありま  
せんので、組合員証  
等の返納もありませ  
ん。

上記のとおり報告します。

公立学校共済組合富山支部長 殿

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

所属所名 〇〇学校

(TEL 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 )

所属所長職氏名 校長 〇〇 〇〇

- (注) 1. ※欄は記入しないでください。  
 2. [組合員証]、[組合員被扶養者証]、[限度額適用認定証]、[高齢受給者証]等、当支部で交付した証を添付してください。  
 この報告書に添付する各種証を紛失した場合は、「紛失届書」を添付してください。  
 3. 75歳以上の組合員の方(一定の障害状態にある65歳以上75歳未満の方を含む)は福祉事業が対象となっていたため退職時には異動報告書を提出してください。  
 4. 種別変更の場合は資格喪失・取得の手続きが必要です。(組合員証等の番号が変更となる場合は旧組合員証等の回収をしてください。)